航空機の捜索救難(SAR)業務

- ◆国際民間航空条約第12附属書に基づいた捜索救難業務を実施するための枠組みとして、我が国においては、警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省及び航空局が「航空機の捜索救難に関する協定及び同実施細則」を締結し、相互に密接に協力して 捜索救難業務を実施。
- ◆航空局は捜索救難の調整を実施し、東京空港事務所に置かれた「東京救難調整本部(RCC)」において、緊急状態にある航空機に関する情報を入手、警察庁等の関係機関へ連絡及び必要な調整等の実務を実施。

東京RCCの責任範囲

東京搜索救難区 Tokyo Search and Rescue Region(Tokyo SRR)

国際民間航空機関(ICAO)の地域航空計画に基づき、世界の各地域における捜索救難区が、各国に分担されている。我が国が国際的に捜索救難業務に責任を負う地域として、東京捜索救難区(下図)が割り当てられており、本区域で航空機が緊急状態に陥った場合、我が国が捜索救難業務を行う。東京捜索救難区は他国が責任を持つ8つの捜索救難区と隣接していることから、区域境界線付近で航空機が緊急状態に陥った場合、他国の救難調整本部(RCC)との連携した業務が行えるよう取極めの締結を進めている。



